

# 「自己破産」に必要な添付資料

## 自己破産に必要な添付資料と留意点

破産申立をする際、裁判所に提出しなければならない一般的な添付資料と留意すべき点は、次のとおりです。

### 身分関係等

戸籍謄本、住民票謄本(市町村役場) 各1通

### 居住関係

持家の場合、不動産全部事項証明書(法務局) 1通

マンション等の場合、賃貸借契約書 1通

賃貸借契約書のない場合は、家主の領収書または家賃の引き落とし口座の通帳が必要になります。

### 所有不動産関係

不動産全部事項証明書(法務局) 1通

固定資産税評価証明書(市町村役場) 1通

不動産業者2社の価格証明書 1通

借入額の総計が所有不動産の価額の1.5倍程度ある、いわゆるオーバーローンの状態であれば、破産管財事件ではなく、同時廃止事件として取り扱われます。裁判所への予納金も約50万円から約3万円程に減額されます。ただ、所有不動産を売却されることには変わりはありません。

### 収入関係

所得証明書(市町村役場) 1通

最近3カ月分の給与明細書(勤務先) 1通

### 退職金関係

退職金支給証明書(勤務先) 1通

破産宣告時の退職金請求権は、未発生にも関わらず、破産財団を構成する財産と見られます。ただ、勤務先を退職してまで退職金を現金化せよというのではなく、勤務先の退職金

規程によれば、現在退職するといくら退職金が支給されるのか、といった点が重要なのです。裁判所の取り扱いはまちまちですが、概ね現在の退職金支給額の8分の1を破産財団に組み入れます。その金額をすべての債権者に対して任意配当といって弁済する原資にするもので、現実に裁判所に納めなければなりません。勤務先で証明書をもらうのが躊躇われる場合は、本人作成の上申書でもOKです。

### 自動車関係

車検証写 1通

車のクレジットの支払が残っている場合は、返却を要請される可能性が高くなるので要注意です。しかし、クレジットの支払いも、終わり年式もある程度古くなっている車は問題ありません。

### 生命保健関係

保険証券写 1通

解約返戻金証明書 1通

保険金も退職金と同様で、「仮に現在解約すればいくら解約返戻金があるか」といった点を検討するもので、「保険を解約せよ」ということではありません。

### 借入関係

借入の際の契約書

督促状、残高記載のある領収書等

破産申立をする際には、一部の金融機関に弁済することは債権者平等原則に反し、他の金融機関から異議の申立が出されることもあるため、すべての弁済を止めなければなりません。銀行等の自動引落を利用している場合は、解約するか、残高をゼロにしておく必要があります。

### その他

預貯金通帳写

借入のある銀行で給与や年金等の振込口座にしている場合は、破産申立前には振込先を別の借入のない銀行等の口座に変更しておく必要があります。この手続を怠ると、振り込まれた給与や年金等が銀行によって相殺の対象とされる可能性があり、口座が一時凍結され現金を引き出せない事態に陥ることがあるからです。